

雇均職発0701第2号
令和2年7月1日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長

時間単位の年次有給休暇制度等の導入促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、平成30年に52.4%と、前年の51.1%より上昇しているものの、依然として、政府目標である70%とは大きな乖離があります。

年休の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられており、また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※1）の導入や、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度（※2）の導入が効果的です。

このため、厚生労働省では、時間単位の年休制度等の導入促進を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていきます。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、別途お送りするポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

また、本リーフレットは、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「時間単位の年次有給休暇の制度を知りたい」コンテンツ >参考資料

○年次有給休暇取得促進特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/sokushin/index.html

（※1）年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

（※2）年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が4.7ポイント高くなっています。

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
働き方・休み方改善係（03-5253-1111（内線7915））
大川（ookawa-tomoe@mhlw.go.jp）

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



名刺交換は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク